

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 医療法人制度は、医療経営者に対し法人格取得の道を開き、医業経営に必要な資金集積を容易にさせつつ、剰余金配当の禁止や収益事業の実施を原則として認めないこと等を通じて、高度の公共性を有する医業の実施に専念させ、良質かつ適切な医療が効率的かつ安定的に提供されることを期待したものである。 また、平成18年の医療法改正においては、医療法人の果たすべき公益性の高さに注目し、運営の透明性の確保等の観点から、財務情報の公開、持分に応じた社員議決権配分の禁止等の規制を新設したところ。</p> <p>・ 特例措置の内容 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る軽減措置を存続すること。</p>		
関係条文	地方税法第72条の24の7		
減収見込額	<p>(初年度) — (▲1,351) (平年度) — (▲1,351) (単位:百万円) ※ 平成23年6月実施第18回医療経済実態調査及び平成22年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 医療提供体制の中心である医療法人について、安定経営に資するようその下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 医療は、人間の生命や尊厳に直接かかわるものであり、国及び地方公共団体は、すべての国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供する体制を確保することが法律上の責務とされている。 特に医療提供体制の中心的存在である医療法人については、医療の持つ高い公共性を反映して、多くの規制を受け、配当の禁止等、営利追求も禁止されている。一方、医師法第19条により定められている医師の応招義務により、労働集約型で他の法人に比して人件費の負担も重くならざるを得ない環境にあることを踏まえると、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、良質で効率的な医療提供体制を確保していくためには、現行の措置の存続による経営の下支えが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	地域の医療提供体制を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域の医療提供体制を維持する。
	政策目標の達成状況	地域の医療提供体制の維持ができています。
有効性	要望の措置の適用見込み	28,396 件/年 ※平成22年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、高度な公共性を有する医療提供体制を確保していくためには、本措置の存続による経営の下支えが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経費率制度（所得税・法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医療提供体制の中核的存在である医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、営利法人と異なる現行措置の存続が必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成23年 28,396件 1,351百万円 平成22年 24,402件 1,367百万円 平成21年 21,986件 785百万円 平成20年 25,314件 945百万円 ※ 医療経済実態調査及び税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、地域医療提供体制の中核を担う医療法人が安定して医療経営を行うためには、本措置の存続による下支えが有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域の医療提供体制を維持する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和27年度創設、毎年要望の結果、存続</p>